

水産業の振興に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。
2. 東日本大震災による被災地域の漁港等の漁業関係施設の早期復旧・復興を図るとともに、種牡蠣の確保等、他産地への影響に対する早急な対策を講じること。
また、定置網等の漁具についても、激甚法に基づく災害復旧事業の補助対象とすること。
3. 資源管理・漁業所得補償対策については、地域の実情を踏まえた円滑な実施と漁業者の加入促進を図ること。
4. 漁業管理制度の的確な運用を促進するとともに、効果的かつ効率的な監視・取締体制を構築し、カツオ・マグロ類等の適切な資源管理を推進すること。
また、漁業調整の円滑な推進を図るため、漁業者間の相互理解や協議を促進すること。
さらに、関係各国との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた国際的な水産資源保護対策を早急に講じること。
5. トドやアザラシ等の海獣により増大する漁業被害について、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填等、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。
6. 海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場の拡大を図ること。